

(指定定期検査機関の役員等の解任命令の処分基準)

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

別表第一(第二条、第十七条関係)

特定計量器	検査設備		定期検査又は計量証明検査を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
質量計	基準分銅		少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。  一 一般計量士  二 研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、	二名
	基準はかり			
皮革面積計	基準面積板 周速度計		二 研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、	二名
騒音計	基準静電型マイクロホン		少なくとも環境計量士(騒音・振動関係)一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。  一 環境計量士(騒音・振動関係)  二 研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	二名
	無響装置	百ヘルツ以上の周波数において、音源の音響中心から五十センチメートルから一メートルまでの範囲における逆二乗則からの偏差が一デシベル以内のもの		
	周波数特性測定装置	二十ヘルツから十二・五キロヘルツまでの範囲の周波数について、正弦音波を用いて周波数特性の測定ができるもの		
振動レベル計	基準サーボ式ピックアップ			二名
	加振装置	四ヘルツから三十一・五ヘルツまでの範囲の周波数の鉛直方向の振動を発生できるもの		
	周波数特性測定装置	四ヘルツから三十一・五ヘルツまでの範囲の周波数の正弦波振動について周波数特性が測定できるもの		
ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計	標準ガス	特定計量器検定検査規則第二十条に規定するもの	少なくとも環境計量士(濃度関係)一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。  一 環境計量士(濃度関係)  二 研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	二名
	検査用ガス調製装置	検査用ガスの濃度の誤差を二パーセント以内に調製できるもの		
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	直流電圧発生装置	正負一ボルトの範囲の電圧を、〇・五ミリボルト以内の精度で発生できるもの		二名